

2月16日(金)～3月15日(木)の期間中、地区別に各会場で行います

市・県民税の申告を

お忘れなく!

申告しなければならない方

- ① 所得の有無に関係なく、平成30年1月1日現在、市内に住所のある方
- ② 市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

申告する必要がない方

- ① 給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ② 公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きません）

- ※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。
- ③ 親族の被扶養者になっている方で所得28万円以下の方（16歳以上の国民健康保険加入の方が保険税の軽減を受ける場合は、申告が必要です）
- ④ 税務署に所得税の確定申告をする方

申告の対象となる所得

平成29年中（29年1月1日～12月31日）の所得

申告の際に持参していただくもの お出かけ前にもう一度チェック☑を!

1	<input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使用するもの）																			
2	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（番号確認および身元確認書類） ※次ページ参照																			
3	<input type="checkbox"/> 案内通知（送られた方のみ）																			
4	<input type="checkbox"/> 所得計算に必要な資料																			
①営業所得のある方	売上、仕入等の帳簿・決算書・領収書等 ※収支内訳・合計額を算出してご持参ください。																			
②給与収入・年金収入のある方	源泉徴収票																			
③不動産所得のある方	平成29年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）																			
5	<input type="checkbox"/> 控除計算に必要な資料																			
①医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方	「医療費控除の明細書」または支払った医療費の領収書等 ※医療費控除の明細書は、記入してご持参ください。 ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合は、一定の取り組み（健康診査・予防接種等）を行ったことを明らかにする書類が必要です。市報1月号をご確認ください。																			
②社会保険料控除のある方 ※社会保険料を口座振替で納付されている方は、1月下旬に郵送された「振替納付済通知書」が必要です。	領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。 ●社会保険料控除対象者																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険税を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方	国民年金保険料	口座振替	口座名義人	クレジットカード納付		現金納付	保険料を支払った方
社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方																		
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者																		
介護保険料	口座振替	口座名義人																		
後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方																		
国民年金保険料	口座振替	口座名義人																		
	クレジットカード納付																			
	現金納付	保険料を支払った方																		
③一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除のある方	領収書または支払証明書等 ※平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）については、従前の損害保険料控除が適用されます。																			
④配偶者（特別）控除、扶養控除のある方	配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。																			
⑤障害者控除のある方	障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書																			
⑥寄附金控除のある方	・寄附先が発行する領収書等 ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が申告する場合は、寄附金控除の申告が必要です。																			

※控除の対象となるのは、平成29年中に支払ったものです。

地区別の申告日程および日曜日の申告受付については、市報1月号6ページをご覧ください。指定日以外に申告される方は、申告会場をご確認の上、お早めに申告してください。なお、申告書には、「マイナンバー（個人番号）」の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。（詳しくは、次ページを参照ください。）

国民税課市民税担当 ☎22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課税務担当

吉田 ☎77-11113 大滝 ☎55-10101 荒川 ☎54-2111

所得税及び復興特別所得税の申告は、

自分で作成してお早めに！

平成29年分の所得税及び復興特別所得税（※）の申告受付は、2月16日（金）から3月15日（木）、秩父税務署にて行います。医療費控除申告等による還付申告は、2月15日（木）以前でも受け付けます。地区別の指定日はありませんので、期間中お早めに申告してください。

申告書を作成するときは

国税庁の「申告書作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から確定申告書などを作成できます。作成した申告書は、e-Taxを利用して提出することができます。印刷した「書面」により提出することもできます。

平成28年分以降の所得税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。詳しくは、下記をご覧ください。
※平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて、復興特別所得税（原則として、各年分の所得税額の21%）を申告・納付することとされています。記載漏れのないようご注意ください。

税務署閉庁日の提出方法

詳しくは、「国税庁」で検索！
閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、秩父税務署での相談・受付は行っていませんが、申告書は郵便や信

書便による送付または税務署の時間外收受箱への投函により提出することができます。

納期限と振替納付

申告期限と納期限（※1）	振替納税（※2）の口座振替日
3月15日（木）	4月20日（金）

※1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納期限までに金融機関または税務署窓口で納付してください。

※2 振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日（木）までに提出された方に限り利用できます。預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

国税庁の「確定申告書作成コーナー」の操作など

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-0115901

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-9510178

申告内容・税務相談全般

秩父税務署 ☎22-4433

※自動音声案内0番（申告案内コールセンターにつながります。）

マイナンバー（個人番号）の記載および本人確認書類について

所得税・市県民税の申告の際、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

※申告者本人の「本人確認書類」（下表参照）の提示または写しを添付してください。郵送による申告の場合、写しを添付してください。

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者がいる場合は、それぞれのマイナンバー（個人番号）をご確認ください。（本人確認書類の提示または添付は不要です。）

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

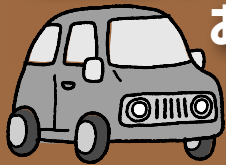
番号確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
●通知カード
●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ



身元確認書類
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カードなどのうちいずれか1つ

市報ちちぶ内記事で、FAX番号のない記事へのお問い合わせは、
秘書広報課（☎24-7272）へFAXをご送付ください。

軽自動車税のお知らせ



平成30年度の税率

平成29年度において実施されたグリーン化特例（軽課）について、特例措置が延長になりました。これにより、平成29年4月～平成30年3月までの間に新規取得した、一定の環境性能に優れた三輪、四輪の軽自動車にはグリーン化特例（軽課）が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、初度検査年月から13年を経過した三・四輪車については、重課税率を適用します。平成30年度においては、初度検査年月が平成17年3月以前の車両が対象になります。

問 市民税課 ☎ 22-2209

平成30年度 軽自動車税 税率一覧表

車種区分			初度検査年月					
			平成27年4月1日以降	平成29年4月1日～平成30年3月31日			平成17年4月1日～平成27年3月31日	平成17年3月以前(13年以上経過)【注2】
			標準税率	軽課税率(グリーン化特例)【注1】			据置税率	重課税率
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円	【注1】				
	その他のもの		5,900円	①電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減)				
原付	50cc以下		2,000円	②乗用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準73%低減かつ平成32年度燃費基準+30%達成車				
	50cc超90cc以下		2,000円	③乗用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準73%低減かつ平成27年度燃費基準+35%達成車				
	90cc超125cc以下		2,400円	④乗用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準73%低減かつ平成32年度燃費基準+10%達成車				
	ミニカー		3,700円	⑤貨物用：平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準73%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車				
軽二輪(125cc超250cc以下)			3,600円	※②・③については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。				
小型二輪車(250cc超)			6,000円	※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。				

バイク・軽自動車の各種変更申請は3月末までに手続きを！

軽自動車税は、毎年4月1日現在にバイク・軽自動車を所有している方に課税されます。所有者が転入・転出した場合には、住所変更の手続きを、廃棄・譲渡をした場合には、廃車や名義変更の手続きを3月末までにしてください。

手続きがされない場合は、その年度の軽自動車税は所有者に課税することになります。また、所有者が死亡したときは、必ず名義変更などの手続きをお願いします。

詳細については、下記窓口にお問い合わせください。

問 市民税課軽自動車税担当 ☎ 22-2209

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをください。

※車種により、取扱窓口が異なります。

※軽自動車税は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

平成29年度「税についての作文」入賞者

受賞名	題名	氏名	学校名	学年
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	僕からみた「税金」	黒澤 瑠蘭	秩父第一中学校	3
秩父地区納税貯蓄組合連合会会長賞	税金は大事	板倉 弘瑛	秩父第二中学校	1
秩父税務署長賞	時を越えた意味	八木 秀樹	尾田蒔中学校	3
秩父税務署長賞	平等な世界	高橋あすか	影森中学校	3
埼玉県租税教育推進協議会長賞	国を動かす『税金』	島崎 虹朱	尾田蒔中学校	1
秩父郡市租税教育推進協議会長賞	税金をきちんと払って明るい未来	町田梨衣奈	秩父第二中学校	2
秩父税務署管内税務協力会長賞	ふるさと納税賛成	浅香亜樹葉	秩父第二中学校	2
埼玉県租税教育推進協議会長賞	「税金の使い道」	小林 利輝	秩父農工科学高校	1

平成29年度
「税についての作文」入賞者

問 秩父税務署 ☎ 22-4433 (自動音声案内2番)

今年度もたくさんの方の応募があり、優秀作品に対して、11月15日に表彰式が行われました。秩父税務署管内国税モニター会が主催する「税に関する中学生の標語」の入賞作品の一部は、市報12月号および1月号に掲載しました。また、このほかにも多くの入賞作品があり、秩父税務署2階に掲示していますので、ぜひ、ご覧ください。

秩父地区納税貯蓄組合連合会、秩父郡市租税教育推進協議会および秩父税務署では、税についての関心を高め、正しい理解を深めていただくことを目的として、中学生を対象に「税についての作文」、高校生を対象に「税に関する作文」を募集しました。

ご寄附ありがとうございました

次の方々から、社会福祉のために寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。(平成29年11月、12月)

▼11月13日、クボバレイアカデミー様から、14,000円

▼12月14日、第21回著名郷土画家秀作展第9回新進画家展 秩父美術館 近世美術研究保存会様 (西富男代表) から、車椅子5台